

## 第 2 4 号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 2 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第  
6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 6 条第 3 項中「基準」を「基準となるべき職務の内容」に、「人  
事委員会の承認を得て足立区教育委員会規則（以下「教育委員会規  
則」という。）で定める」を「別表第 2 に掲げる等級別基準職務表  
に定めるとおりとする」に改め、同条第 4 項中「すべての職員の職  
を」の次に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第 7 条の見出し中「、昇格及び昇給」を「及び昇格昇給等」に改め、  
同条第 1 項中「教育委員会規則」を「足立区教育委員会規則（以下「教  
育委員会規則」という。）」に改め、同条第 7 項中「第 4 項まで」の次  
に「及び第 6 項」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第  
7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、足立区職員の分限に  
関する条例（昭和 4 9 年足立区条例第 3 7 号）第 7 条の規定に基づき、  
当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より 3 号給下位の号給  
（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位 3 号  
給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第 7 条の 3 中「第 7 条第 6 項」を「第 7 条第 7 項」に改める。

第 1 5 条第 2 項第 2 号中「別表第 2 」を「別表第 3 」に改める。

第 2 4 条第 1 項第 4 号中「足立区職員の分限に関する条例（昭和 4 9

年足立区条例第 37 号) 第 2 条」を「足立区職員の分限に関する条例第 2 条第 1 項」に改める。

第 29 条第 2 項中「行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 条)第 14 条又は第 45 条」を「行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 18 条第 1 項本文」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 6 条関係)

幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	教諭の職務
2 級	主任教諭の職務
3 級	副園長の職務
4 級	園長の職務

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い)

2 足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 23 年足立区条例第 19 号)付則第 4 項及び第 5 項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例の規定による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例第 7 条第 6 項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

降給について定めるほか、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。